

(証券コード5701)
平成19年6月6日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本軽金属株式会社
代表取締役社長 佐藤 薫 郷

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使の場合]

インターネット等による議決権の行使に際しましては、3ページから4ページ記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成19年6月27日(水曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第100期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役11名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 会計監査人選任の件
- 第5号議案** 当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使し得る他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nikkeikin.co.jp>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権の行使は、この議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境等をご確認ください。

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット(S V G A)以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporation (マイクロソフト社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担となります。

(4) 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけません。

(5) インターネットに接続する際に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

(6) 議決権行使専用ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能(ポップアップブロック機能等)をご利用されている場合は、解除(または一時解除)のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱い

■インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

■インターネット等による議決権行使は、平成19年6月27日(水曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、後記の「中央三井 証券代行ウェブサポート」へお問い合わせください。

3. パスワードのお取扱い

■パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

■今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

4. パソコンの操作方法等に関するお問い合わせ先

■インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

[電話] 0120(65)2031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

■その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(78)2031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

《議決権電子行使プラットフォームについて》

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費が伸び悩みましたが、高水準で推移する企業収益のもと設備投資が引き続き拡大し、緩やかながらも息の長い経済成長を持続しました。

アルミニウム業界におきましては、アルミニウム地金、原油など素材・燃料価格が高値で推移しましたが、需要面では、旺盛な設備投資需要や好調な自動車生産の影響を受けて、自動車・輸送、電機・電子関連の出荷が伸びるなど概ね堅調に推移しました。

このような状況の下、当社グループは、平成14年度からの5ヵ年の中期経営計画の総仕上げの年度として、成長戦略の推進と事業分野全域にわたる経営体質強化に取り組み、収益力の強化と将来に向けての強靱な経営基盤の構築に邁進いたしました。この結果、中期経営計画の当初設定した経営目標をほぼすべて達成いたしました。

当連結会計年度の業績としましては、次のとおり、売上高、利益とも前期を上回っております。

連結売上高	6,181億58百万円（前期比 7.1%増）
連結営業利益	305億19百万円（前期比 5.5%増）
連結経常利益	252億48百万円（前期比13.0%増）
連結当期純利益	127億55百万円（前期比31.7%増）

当社グループの部門別の売上高および営業利益は、次のとおりであります。

部 門	売上高（前期比）	営業利益（前期比）
アルミナ・化成品、アルミニウム地金	1,106億67百万円（14.0%増）	116億67百万円（21.0%増）
アルミニウム板・押出製品	789億29百万円（11.6%増）	64億43百万円（0.1%増）
加工製品、関連事業	2,555億14百万円（7.2%増）	141億56百万円（10.7%減）
建材	1,730億48百万円（1.3%増）	10億73百万円（ - ）
消去又は全社	-	△28億20百万円
連 結	6,181億58百万円（7.1%増）	305億19百万円（5.5%増）

当社グループの部門別の概況は、以下のとおりであります。

〔アルミナ・化成品、アルミニウム地金〕

アルミナ・化成品部門におきましては、アルミナ関連では、電機・電子分野の需要回復を受けて、半導体・電子材料向けローソーダアルミナが売上増となり、耐火材向けアルミナやその他の水酸化アルミ・アルミナ製品も出荷は総じて堅調に推移しました。

化学品関連は、需給が逼迫している苛性ソーダなどの出荷が順調だったことに加えて、無機・有機塩化物などの売上も前期を上回りました。

以上の結果、全体の売上は前期を上回りました。採算面では、重油や原料のボーキサイトの価格が高値で推移するなど収益悪化要因がありましたが、高付加価値製品の販売増や、工場燃料の重油からガスへの転換を始めとするコスト削減が奏功し、前期に比べ大きく改善しました。

また、当社は、双日株式会社および現地企業と共同で、アジア最大規模となるケミカル用水酸化アルミニウム工場をベトナムに建設することに関する事業性調査を開始いたしました。

アルミニウム地金部門におきましては、関連業界の活況を受けて、自動車関連の売上は引き続き高水準で推移したものの、電力会社における設備投資が停滞した影響を受けて、電線分野の出荷は減少しました。

また、製品の販売価格が、原料となるアルミニウム地金やアルミスクラップの市況価格に概ね連動していることから、これらの市況価格が高値で推移した当期は、売上が大幅に増加しました。さらに、採算面でも高付加価値合金の販売増や、アルミスクラップの調達先の開拓等によるコスト削減の結果、前期を大きく上回る利益を上げることができました。

また、平成19年4月1日をもって、当社のアルミニウム地金部門のうち、鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売に関する事業を、三菱商事株式会社の子会社である株式会社エム・シー・アルミに分割し、同社の発行済株式総数の55%の株式を取得しました。なお、同日付で同社は、商号を日軽エムシーアルミ株式会社に変更しました。

今後は、当社の有するアルミニウム合金の開発力、製造技術力と三菱商事グループの有する国内外への事業展開力を統合し、シナジー効果を発揮することにより、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

以上の結果、アルミナ・化成品、アルミニウム地金部門の売上高は前期比14.0%増の1,106億67百万円、営業利益は前期比21.0%増の116億67百万円となりました。

〔アルミニウム板・押出製品〕

アルミニウム板部門におきましては、関連業界の需要回復を受けて、コンデンサー向け箔地が出荷増となり、半導体・液晶製造装置向け厚板も前期の需要低迷から抜け出し、販売を伸ばしましたが、印刷板を中心として輸出が大幅に減少したことから、全体の出荷は前期並みとなりました。しかしながら、アルミニウム地金価格上昇に伴う販売価格の是正もあり、売上は前期を上回りました。

また、採算面では、アルミニウム地金価格の上昇のコスト面への影響が会計上遅れて発生するため、当期の利益を押し上げる結果となりました。

アルミニウム押出製品部門におきましては、トラック架装品や鉄道車両関連の出荷が順調に推移するとともに、自動車部品関連など他の需要分野においては、新商品の投入効果もあって販売を伸ばすことができました。

また、アルミニウム地金価格の上昇を受けて、価格は正に積極的に取り組んだ結果、売上は前期を上回りましたが、燃料や副資材の価格が高騰したことなどにより、採算面では厳しい状況となりました。

以上の結果、アルミニウム板・押出製品部門の売上高は前期比11.6%増の789億29百万円、営業利益は前期比0.1%増の64億43百万円となりました。

〔加工製品部門、関連事業〕

主要部門の概況は、以下のとおりであります。

アルミ箔、アルミパウダー・ペースト部門におきましては、アルミ箔関連は、電解コンデンサー用高純度アルミ箔の需要が回復し、プレーン箔や食料品、医薬品包材向け加工箔の売上も堅調に推移しました。また、ICタグ、ICカード用アンテナ等の電子関連部材の出荷も伸長した結果、アルミ箔関連の売上は、前期を上回りました。

アルミパウダー・ペースト関連では、アルミペーストの一般品は出荷増となりましたが、自動車塗料用およびプラスチック塗料用の高付加価値品の出荷が低迷したことや、機能性材料においては太陽電池用インキがユーザーでの原料不足による生産減の影響を受けて出荷減となり、売上は前期を若干上回る結果に止まりました。

採算面ではアルミニウム地金価格の高騰に伴う価格は正に努めましたが、騰勢に転嫁が遅れたため、前期に比べ減益となりました。

輸送関連部門のうち、バン・トラックの架装事業におきましては、排ガス規制強化に伴い上期まで好調であったトラックの需要が、下期に入り減少に転じたことなどにより、期を通じての売上は、前期を若干上回るに止まりました。また、アルミ部材、ステンレス鋼材、木材、樹脂部材などの価格が前期に引き続き上昇し、採算面では厳しい状況となりました。

カーエアコン用コンデンサーは、新規製品の出荷開始の遅れなどもありましたが、軽自動車向けなどの既存製品の出荷が伸長し、前期を上回る売上となりました。

素形材製品は、スクロールなどの鍛造製品は出荷減となりましたが、ブレーキキャリパーやエンジンマウント部品において新製品の販売を開始するなど拡販に努めた結果、売上は前期を大幅に上回りました。

電子材料部門では、アルミ電解コンデンサー用電極箔は、デジタル家電向けの需要が増加し、さらに企業の設備投資が堅調に推移したことを受けて、産業機器向けも伸長したことなどにより、大幅な出荷増となりました。

価格面では、電極箔が用いられる最終製品の価格下落の影響を受けましたが、高付加価値製品である高電圧アルミ電解コンデンサー用電極箔の販売増等により、採算面で改善しました。

パネルシステム部門におきましては、業務用冷凍・冷蔵庫は、需要が減少する中で、採算重視の受注に努めた結果、売上は前期を下回りましたが、増益となりました。

クリーンルームは、電子部品、デバイス関連分野における設備増強投資の動きに支えられ、出荷は好調に推移し、売上は前期を上回りました。

その他加工製品および関連事業部門のうち、容器は、夏場の天候不順や「第三のビール」（ビール風味アルコール飲料）の増加などによるビール需要減少の影響を受けて、ビール用アルミ樽の出荷は大幅に減少しましたが、業務用ビールサーバー洗浄用容器などのビール関連容器の売上が大幅に伸長し、売上は前期を上回りました。

景観製品につきましては、差別化製品であるろう付けハニカムパネルを始めとして拡販に積極的に取り組みましたが、公共投資の縮減による大型物件の減少の影響をカバーできず、売上は前期を下回りました。

以上の結果、加工製品部門、関連事業の売上高は前期比7.2%増の2,555億14百万円、営業利益は前期比10.7%減の141億56百万円となりました。

〔建材部門〕

建材部門におきましては、当期の新設住宅着工戸数や非居住用の民間建築物は、景気の拡大を背景に前期に比べ増加しましたが、サッシ需要全体としては前期並みの水準に止まりました。さらに、販売競争が激化する中、高値で推移していたアルミニウム地金等の原材料価格が当期において一段と高騰し、厳しい事業環境に置かれました。

このような環境の下、住宅建材、ビル建材とも原材料価格の高騰に対処するため販売価格の是正に取り組む一方、生産性の向上、品質の改善に加え、基本インフラとなるシステムの再構築を推進したほか、開発・生産・販売が一体となった利益管理活動を展開するなど、各種の収益改善策を実施するとともに、新商品・差別化商品を市場投入し、収益の確保と市場競争力の強化に努めました。

以上の施策により、売上高はほぼ前期並みとなり、また採算面では、原材料価格の高騰が引き続き収益を圧迫しましたが、価格是正の効果もあり前期に比べ改善されました。

以上の結果、建材部門の売上高は前期比1.3%増の1,730億48百万円、営業利益は前期に比べ12億36百万円改善の10億73百万円となりました。

(2) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は207億2百万円で、前期に比べ8億83百万円増加していません。

当連結会計年度中に完成した主要な設備は、次のとおりです。

部 門	会 社 名	設備の内容
アルミナ・化成品部門	日本軽金属株式会社	清水工場ボイラー設備更新
アルミ箔、アルミパウダー・ペースト部門	東洋アルミニウム株式会社	八尾製造所内新研究棟
建材部門	新日軽株式会社	次世代新サッシ用金型

(3) 当社グループの資金調達状況

当連結会計年度の資金調達としましては、当社において、平成18年7月に2016年9月30日満期ゼロ・クーポン円転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債201億円を発行しました。

その他の資金調達は、金融機関からの借入金により行いました。

なお、当連結会計年度末現在の社債および借入金の総額は2,219億29百万円で、前期末と比べ150億80百万円増加しております。

(4) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、今後も厳しさを増すことが予想されるグローバル競争を勝ち抜き、継続して収益を拡大させるべく、いかなる経営環境の変化にも対応しうる企業体質の確立に向けて、グループ一丸となって全力を挙げて取り組んでおります。

このような目標の達成のための施策として、当社グループは、当期を最終年度とする中期経営計画に代わるものとして、本年4月を起点とする3ヵ年の「新・日本軽金属グループ中期経営計画」（以下「新・中期経営計画」といいます。）を策定しました。

「新・中期経営計画」におきましても、以前の中期経営計画に引き続き、グループの収益力強化を最大の経営課題と位置づけておりますが、特に、アルミ素材関連の基礎技術に磨きをかけ、この技術を活かした新商品・新技術の創造を推し進めるとともに、グループ全体の有機的な連携を強め、高い付加価値商品・サービス群で構成された成長を持続する企業集団としての姿を追求してまいります。

「新・中期経営計画」の基本方針、アクションプランおよび数値目標の概要は以下のとおりであります。

【基本方針】

- ① 成長分野への積極的な経営資源投入による事業領域の拡大
- ② 基盤ビジネス分野における需要創造と収益力強化
- ③ 海外ビジネスの積極的な展開
- ④ 素材技術の一層の充実
- ⑤ 建材事業における事業構造改善の完遂
- ⑥ 成長の実現を確たるものとする人材の育成
- ⑦ コーポレートガバナンスの充実とCSR推進
- ⑧ 財務体質の改善と積極的な株主還元

【アクションプラン】

(1) 成長分野における事業領域の拡大

次の3分野を成長分野と定め、重点的に事業の拡大を図ります。

- ① 自動車分野
- ② 電機・電子、情報・通信分野
- ③ 環境・安全・エネルギー分野

(2) 基盤分野における収益力強化

業界のトップシェアを有する箔事業、トラック架装事業およびパネルシステム事業の3つの事業を中心とする基盤ビジネス分野におきましても、総合的な差別化とブランド価値の向上を図るとともに、事業領域の拡大と収益力の強化に取り組みます。

(3) 海外ビジネスの積極的な展開

① 既存の海外拠点への投資拡大

既存の海外拠点への能力増強、品質向上投資を積極的に行い、事業の拡大を図ります。

② 海外市場への積極的進出

中国、東南アジアを中心に新たな拠点を設け、成長する海外市場での収益拡大に注力します。

③ 検討中の海外進出計画

日軽金グループ上海事務所の設立、ベトナムでの水酸化アルミニウム工場建設、東南アジアでの素材 casting 工場建設、自動車部品の中国第二拠点および北米拠点の建設などを検討してまいります。

(4) 素材技術の一層の充実

特に次の4つの基礎技術を強化し、技術ならびに素材・商品の開発ポテンシャルを高めます。

① 鑄造技術

② 粉体技術

③ 展伸材／表面処理技術

④ 接合技術

(5) グループ連携の強化とプロダクトミックスの高付加価値化

グループ内の連携を強化するとともに、付加価値の高い商品群へとプロダクトミックスを傾斜させることにより収益基盤の強化に取り組みます。

(6) 積極的な設備投資

成長市場における事業拡大と基盤ビジネスにおける収益力強化を図るため、3年間で総額900億円を超える設備投資を計画しております。

(7) 新日軽株式会社の子会社構造改善

安定的に収益を生み出せる事業体質を構築するため、次の改善施策を実施してまいります。

① 基幹業務システムの刷新により、管理間接部門の大幅合理化を実施

② 内製化推進等による一層のコストダウンを実施

③ 不採算商品・取引先見直しによる価格是正の浸透

④ 特長ある「商品・サービス」を武器として局地戦の制覇

⑤ 新商品開発・新規事業開拓の促進

(8) 人材の育成と活用

① 教育・育成体系の整備と有機化

グループ全体と各事業ユニットの教育・育成体系の整備を行います。

② 労働条件のポータビリティ強化

関連事業ユニット間での人事・賃金・年金制度等のフレーム共通化という労働条件のポータビリティの強化に努めてまいります。

(9) コーポレートガバナンスとCSR

① コーポレートガバナンスの強化

内部統制システムのレベルアップを図るとともに、グループ全体の事業戦略の立案・実行・モニタリングを有機的に一体化することにより、経営の透明性をより高めてまいります。

② CSR（企業の社会的責任）の推進

環境重視の経営を心がけるとともに、「良識ある企業市民」として社会に貢献してまいります。

(10) 財務体質の改善と株主還元

今後の利益配分につきましては、「財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆様への配当を実施する」ことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、有利子負債削減の原資とするだけでなく、需要創造・収益力拡大に向けた投資などに充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

【数値目標】

区 分	平成21年度 目標
連結売上高	7,250億円
連結営業利益	390億円
連結経常利益	320億円
連結当期純利益	180億円
連結有利子負債	2,200億円
ネットD/Eレシオ	1.1倍
ROCE	10%超

今後とも、「新・中期経営計画」の着実な実行などを通じて、企業価値の向上に邁進していく所存でありますので、なにとぞ倍旧のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第97期 平成15年度	第98期 平成16年度	第99期 平成17年度	第100期 平成18年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	532,201	560,284	577,061	618,158
経 常 利 益 (百万円)	16,092	21,857	22,353	25,248
当 期 純 利 益 (百万円)	11,525	13,488	9,684	12,755
1株当たり当期純利益 (円)	21.24	24.78	17.79	23.56
純 資 産 (百万円)	102,458	115,282	125,994	142,111
総 資 産 (百万円)	520,585	514,781	533,526	579,463

- (注) 1. 当社は第98期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第100期より会社法第444条に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第97期の数値につきましては、同条第4項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. 当社は第100期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第97期 平成15年度	第98期 平成16年度	第99期 平成17年度	第100期 平成18年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	175,589	197,311	202,763	241,192
経 常 利 益 (百万円)	3,412	8,824	11,102	14,833
当 期 純 利 益 (百万円)	4,495	6,181	5,089	10,322
1株当たり当期純利益 (円)	8.29	11.40	9.39	19.06
純 資 産 (百万円)	84,122	89,424	93,535	102,227
総 資 産 (百万円)	273,533	275,298	277,919	306,495

- (注) 1. 当社は第100期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

(6) 当社グループの主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

- ① アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品およびアルミニウム地金・合金等の製造、販売を行っております。
- ② アルミニウム板製品およびアルミニウム押出製品の製造、販売を行っております。
- ③ 電子材料、産業部品、景観関連製品、冷凍・冷蔵庫用パネル、箔、パウダー・ペースト、輸送関連製品等のアルミニウム加工製品、炭素製品の製造、販売および運送、情報処理、保険代理およびリース等のサービスの提供を行っております。
- ④ ビル用建材、店舗用建材および住宅用建材の設計、製造、施工および販売を行っております。

(7) 当社グループの主要な営業所および事業所（平成19年3月31日現在）

① 当社

営業所	本店(東京都)、大阪支社(大阪市)、名古屋支社(名古屋市)、富士支店(静岡県)、北九州支店(北九州市)、勇払営業所(北海道)、浜松営業所(静岡県)、福岡営業所(福岡市)
事業所	苫小牧製造所(北海道)、蒲原製造所(静岡市)、船橋工場(千葉県)、新潟工場(新潟県)、清水工場(静岡市)、幸田工場(愛知県)、名古屋工場(愛知県)、三重工場(三重県)、グループ技術センター(静岡市)

② 重要な子会社

国内	新日軽株式会社(東京都)、東洋アルミニウム株式会社(大阪市)、理研軽金属工業株式会社(静岡市)、日本電極株式会社(静岡市)、日軽産業株式会社(静岡市)、日本フルハーフ株式会社(神奈川県)、東海アルミ箔株式会社(横浜市)、日軽パネルシステム株式会社(東京都)、日軽金アクト株式会社(東京都)、日軽形材株式会社(東京都)
海外	ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド(タイ王国)

(8) 当社グループの使用人の状況（平成19年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
13,493名	1名(増)

- (注) 1. 上記使用人数は就業人員数であります。
2. 当社の使用人数は1,895名(3名減)であります。(当社からの出向者を含みません。)

(9) 当社の重要な子会社の状況 (平成19年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
新日軽株式会社	29,038	99.97 (1.97)	アルミニウムサッシ、カーテンウォール等の建材製品の製造、販売および工事請負
東洋アルミニウム株式会社	8,000	100.0	アルミ箔、アルミパウダー・ペースト等の製造、販売
理研軽金属工業株式会社	1,715	99.95 (1.41)	建材製品の製造、販売
日本電極株式会社	1,200	100.0	電極その他の炭素製品の製造、販売
日軽産業株式会社	1,010	98.6 (0.1)	アルミニウム加工製品その他各種製品の販売、工事請負、損害保険代理および不動産売買
日本フルーフ株式会社	1,002	66.0	各種自動車用車体 (バン架装、トレーラー)等の製造、販売
東海アルミ箔株式会社	780	53.4 (0.3)	アルミ箔およびその加工品の製造、販売
日軽パネルシステム株式会社	470	100.0	冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売および関連工事の請負
日軽金アクト株式会社	460	100.0	アルミニウム押出材、アルミニウム加工製品等の製造、販売
日軽型材株式会社	400	100.0	アルミニウム押出材の製造、販売
ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド	百万タイバツ 141	100.0	アルミニウム板、アルミ箔の製造、販売

- (注) 1. 新日軽株式会社、理研軽金属工業株式会社、日軽産業株式会社および東海アルミ箔株式会社に対する出資比率は、括弧内に表示している間接保有比率を含めて表示しております。
2. 東海アルミ箔株式会社に対する出資比率については、同社発行の議決権のない優先株式を除いて算出しております。
3. 当連結会計年度末日における連結子会社は106社、持分法適用関連会社は22社であります。

(10) 当社の重要な事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、当社グループのアルミニウム合金事業の競争力強化を目的として、平成19年4月1日付で当社の鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売に関する事業を分割し、これを株式会社エム・シー・アルミに承継するとともに、この分割に際して同社が新たに発行する株式すべての割当を受け、同社を当社の重要な子会社（資本金10億円、出資比率55%）といたしました。同日付で、同社は商号を日軽エムシーアルミ株式会社に変更しました。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	62,949
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,237
中央三井信託銀行株式会社	13,511
株式会社三井住友銀行	12,028
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,083
住友信託銀行株式会社	10,598

2. 当社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 543,350,370株（自己株式1,850,602株を含みます。）
 (3) 株主数 56,697名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	23,534	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,682	4.2
第一生命保険相互会社	20,000	3.7
朝日生命保険相互会社	15,000	2.8
財団法人軽金属奨学会	14,910	2.7
日軽ケイユ一會	11,459	2.1
株式会社みずほコーポレート銀行	11,263	2.1
滑川軽銅株式会社	11,140	2.1
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	8,864	1.6
みずほ信託退職給付信託みずほコーポレート銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	8,435	1.6

3. 当社の新株予約権に関する事項（平成19年3月31日現在）

当社が発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

- (1) 2009年9月30日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権（平成16年7月26日発行）

発行決議の日	平成16年7月8日
新株予約権の数	2,000個
目的たる株式の種類および数	普通株式 28,714,285株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	350円
権利行使期間	平成16年8月9日から平成21年9月16日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）前まで。ただし、当社が当該社債の全部を任意償還する場合は当該償還日の5銀行営業日（ルクセンブルグ時間）前まで、また当社が当該社債につき期限の利益を喪失した場合はその時。

- (2) 2016年9月30日満期ゼロ・クーポン円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権（平成18年7月21日発行）

発行決議の日	平成18年7月5日
新株予約権の数	4,000個
目的たる株式の種類および数	普通株式 49,507,389株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	406円
権利行使期間	平成18年8月4日から平成28年9月16日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）前まで。ただし、当社が当該社債の全部を任意償還する場合は当該償還日の5銀行営業日（ルクセンブルグ時間）前まで、当該新株予約権付社債の所持人の選択により本社債を繰上償還する場合は、新株予約権行使受付代理人兼支払代理人に償還請求書が預託されるまで、また当社が当該社債につき期限の利益を喪失した場合はその時。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成19年3月31日現在）

氏名	地位	担当、主な職業および他の法人等の代表状況
佐藤 薫郷	代表取締役社長	
平塚 喜郷	取締役	副社長執行役員 社長全般補佐、経理部管掌
石山 喬	取締役	副社長執行役員 社長全般補佐、商品化事業化戦略プロジェクト室管掌、 メタル合金事業部管掌、素形材事業部管掌、軽圧加工 事業統括部長
小林 基	取締役	専務執行役員 グループ営業促進担当、大阪支社長、名古屋支社長、 総務部管掌
中嶋 豪	取締役	専務執行役員 総合企画部管掌、人事部管掌、パネル事業管掌、安全 担当、景観製品部管掌
藤岡 誠	取締役	常務執行役員 監査室管掌、広報・IR室管掌、法務部管掌、グルー プ営業特命担当、コンプライアンス担当、環境担当、 内部統制推進室長
* 加藤 彰	取締役	常務執行役員 技術・開発グループ長、技術・開発グループ技術部長
今須 聖雄	取締役	東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長
* 弘 永 眞 人	取締役	新日軽株式会社代表取締役社長
野田 康夫	取締役	
飯島 英胤	取締役	東レ株式会社特別顧問 社団法人日韓経済協会会長 財団法人日韓産業技術協力財団理事長
上田 正三	常勤監査役	
田島 弘二	常勤監査役	
武田 清一	監査役	弁護士
* 藤田 讓	監査役	朝日生命保険相互会社代表取締役社長
* 和 ^{じき} 食 克雄	監査役	法政大学大学院アカウンティング専攻教授

(注) 1. *印の取締役および監査役は、平成18年6月29日開催の第99回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。

2. 取締役のうち野田康夫および飯島英胤は、社外取締役であります。

3. 監査役のうち武田清一、藤田讓および和食克雄は、社外監査役であります。

4. 監査役和食克雄は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 平成19年4月1日付で、取締役石山喬に板事業部管掌を委嘱いたしました。

6. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
佐 藤 薫 郷	代表取締役社長	新日軽株式会社取締役 東洋アルミニウム株式会社取締役 玉井商船株式会社取締役
平 塚 喜 郷	取 締 役	新日軽株式会社取締役
石 山 喬	取 締 役	新日軽株式会社取締役
中 嶋 豪	取 締 役	新日軽株式会社監査役 東洋アルミニウム株式会社監査役
今 須 聖 雄	取 締 役	東海アルミ箔株式会社取締役
藤 田 讓	監 査 役	富士急行株式会社取締役 横浜ゴム株式会社監査役 日本ゼオン株式会社監査役 株式会社A D E K A 監査役 日本通運株式会社監査役 古河電気工業株式会社監査役 富士電機ホールディングス株式会社監査役
和 食 克 雄	監 査 役	旭化成株式会社監査役

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (2) 名	242 (8) 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	55 (11)
合 計 (うち社外役員)	15 (5)	298 (19)

- (注) 1. 会社法施行規則第119条第2号の規定に基づき、平成18年6月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名については、上記の支給人員に含んでおりませんが、取締役報酬800万円および取締役退職慰労金140万円を支払っております。
2. 平成19年6月28日開催予定の第100回定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役2名および監査役1名に対し、取締役退職慰労金790万円および監査役退職慰労金500万円を支払う予定であります。
3. 役員退職慰労金制度は、平成17年6月29日をもって廃止しており、上記1. および2. の役員退職慰労金については、同日開催の第98回定時株主総会における打切り支給決議に基づき、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任時に支払うものであります。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額3,300万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）であります。（平成17年6月29日第98回定時株主総会決議）
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額800万円以内であります。（平成17年6月29日第98回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

氏名	地 位	兼 任 先 お よ び 兼 任 内 容
藤 田 讓	監 査 役	朝日生命保険相互会社代表取締役社長（注） 富士急行株式会社社外取締役 横浜ゴム株式会社社外監査役 日本ゼオン株式会社社外監査役 株式会社A D E K A社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役 富士電機ホールディングス株式会社社外監査役
和 食 克 雄	監 査 役	旭化成株式会社社外監査役

(注) 当社は、朝日生命保険相互会社と融資を受けるなどの取引を行っております。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地 位	主 な 活 動 状 況
野 田 康 夫	取 締 役	当期において開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
飯 島 英 胤	取 締 役	当期において開催された取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
武 田 清 一	監 査 役	当期において開催された取締役会14回すべてに、また、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
藤 田 讓	監 査 役	当期において、就任後に開催された取締役会12回のうち8回に、また、監査役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
和 食 克 雄	監 査 役	当期において、就任後に開催された取締役会12回のうち9回に、また、監査役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第99回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社は社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、700万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 一時会計監査人に関する事項

① 名称 新日本監査法人

(注) 当社の会計監査人であった中央青山監査法人(現みすず監査法人)は、金融庁から業務停止処分を受けたため、平成18年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を喪失しました。これを受けて、監査役会の決議をもって、平成18年7月1日付で新日本監査法人を当社の一時会計監査人に選任しております。

② 報酬等の額

(ア) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額
59百万円

(注) 当社と一時会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(イ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
127百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、理研軽金属工業株式会社、東海アルミ箔株式会社およびニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッドについては、当社の一時会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(2) 当事業年度中に退任した前任会計監査人に関する事項

① 名称 中央青山監査法人(現みすず監査法人)

(注) 平成18年7月1日付で資格喪失により当社の会計監査人を退任しております。

② 前任会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容(金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要)

(ア) 処分対象
中央青山監査法人(現みすず監査法人)

(イ) 処分内容
業務の一部停止2ヵ月間(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)

(ウ) 処分理由
カネボウ株式会社の平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期および平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する事項

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード（企業行動憲章）を定め、その推進を図る。

企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体（文書および電磁的記録）を会社規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団における様々なリスク（損失の危険）に対して、管理体制、管理手法等を定めた会社規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取り組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が、規程等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) 経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社取締役会の下に、代表取締役社長、役付執行役員および当社取締役を兼務する子会社役員の全員で構成される経営会議を組織し審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社代表取締役社長直属の内部監査を所管する監査室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、(1)から(4)に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

- 1) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、子会社管理に関する会社規則に基づき、適切な経営管理を行う。
- 2) 当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を置く。また、監査室、法務部等に所属する使用人も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- 1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項
- 2) 毎月の経営状況として重要な事項
- 3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項
- 4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
- 5) 子会社に関し、1)から4)に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする株券等の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式公開会社として当社株券等の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株券等の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でない判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「アルミにこだわり、アルミを超えていく」という経営理念のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川に例えると、ボーキサイトを原料とするアルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ地金・合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品、建材、各種加工製品に至る広範な領域において事業展開しております。こうした事業形態により、当社グループはわが国唯一の「アルミ総合一貫メーカー」としての特色を有しており、今後ともグループの幅広い有形・無形の経営資源を活かし、高品質の商品・サービスを提供してまいります。

当社グループは、平成13年に平成14年度から平成18年度までを対象期間とする「日本軽金属グループ中期経営計画」を策定し、課題事業の構造改善を推進するとともに、競争優位性のある事業のさらなる強化、新商品・新規事業の創出などの主要課題に取り組んでまいりました。その結果、グループの収益力は大きく向上し、財務体質も著しく改善することができました。

当社グループでは、こうした中期経営計画の成果を踏まえ、これに代わるものとして、本年4月を起点とする3ヵ年の「新・中期経営計画」を策定しました。「新・中期経営計画」の概要につきましては、1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項（4）当社グループの対処すべき課題をご参照ください。

当社グループは、「新・中期経営計画」の基本方針に基づくアクションプランに積極的かつ効率的に取り組み、グループ一丸となって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

（3）不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、平成19年4月27日の取締役会において、上記（1）の基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について、平成19年6月28日開催予定の第100回定時株主総会において、株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議いたしました。

本プランの概要は以下のとおりであります。

① 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ（当社の株券等の保有者およびその共同保有者、または買付等を行う者およびその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

② 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動について諮問し、独立委員会は大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

③ 大規模買付ルールの概要

本プランでは、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、事前に大規模買付ルールに従う旨の誓約など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）の提出を求めます。大規模買付行為は、大規模買付者が評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、独立した第三者である専門家の助言を受けながら提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。

⑤ 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、平成19年6月28日開催予定の第100回定時株主総会における株主の皆さまのご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成22年6月30日までに開催される第103回定時株主総会終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの発効は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。従いまして、毎年当社の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに適宜情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	340,897	流 動 負 債	287,436
現金及び預金	42,433	支払手形及び買掛金	129,608
受取手形及び売掛金	194,207	短期借入金	109,391
たな卸資産	86,235	一年内償還社債	708
繰延税金資産	5,405	未払法人税等	7,005
その他の	15,532	その他	40,724
貸倒引当金	△2,915	固 定 負 債	149,916
		社債	30,116
		長期借入金	81,714
		退職給付引当金	27,857
		役員退職慰労引当金	1,124
固 定 資 産	238,566	再評価に係る繰延税金負債	522
有形固定資産	184,070	その他	8,583
建物及び構築物	62,038	負 債 合 計	437,352
機械装置及び運搬具	46,982	(純 資 産 の 部)	
工具器具備品	6,848	株 主 資 本	130,176
土地	64,195	資本金	39,085
建設仮勘定	4,007	資本剰余金	24,569
無形固定資産	5,969	利益剰余金	66,928
のれん	872	自己株式	△406
その他	5,097	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,770
投資その他の資産	48,527	その他有価証券評価差額金	5,449
投資有価証券	35,360	繰延ヘッジ損益	619
繰延税金資産	5,881	土地再評価差額金	145
その他	9,416	為替換算調整勘定	1,557
貸倒引当金	△2,130	少 数 株 主 持 分	4,165
		純 資 産 合 計	142,111
資 産 合 計	579,463	負 債 純 資 産 合 計	579,463

連 結 損 益 計 算 書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		618,158
売 上 原 価		497,813
売 上 総 利 益		120,345
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		89,826
営 業 利 益		30,519
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	514	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	476	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,837	3,827
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,677	
過 年 度 退 職 給 付 費 用	2,137	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,284	9,098
経 常 利 益		25,248
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	357	357
特 別 損 失		
土 地 整 備 費 用	547	
減 損 損 失	502	
固 定 資 産 除 却 損	391	1,440
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		24,165
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,476	
法 人 税 等 調 整 額	△466	11,010
少 数 株 主 利 益		400
当 期 純 利 益		12,755

連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	39,085	24,569	56,385	△320	119,719
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△2,167		△2,167
役員賞与（注）			△45		△45
当期純利益			12,755		12,755
自己株式の取得				△86	△86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	10,543	△86	10,457
平成19年3月31日残高	39,085	24,569	66,928	△406	130,176

	評価・換算差額等					少数株主分 持	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	5,629	-	145	501	6,275	3,994	129,988
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注）							△2,167
役員賞与（注）							△45
当期純利益							12,755
自己株式の取得							△86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△180	619	-	1,056	1,495	171	1,666
連結会計年度中の変動額合計	△180	619	-	1,056	1,495	171	12,123
平成19年3月31日残高	5,449	619	145	1,557	7,770	4,165	142,111

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 107社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 新日軽(株)、東洋アルミニウム(株)、理研軽金属工業(株)、日本電極(株)、日軽産業(株)、日本フルハーフ(株)、東海アルミ箔(株)、日軽パネルシステム(株)、日軽金アクト(株)、日軽形材(株)、ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド |
| ③ 主要な非連結子会社の名称 | エー・エル・ピー(株) |

なお、非連結子会社は、その合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

④ 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、(株)日軽分析センターは清算終了したため、連結の範囲から除外しておりますが、除外までの期間の損益及び剰余金は連結計算書類に含まれるため、連結子会社の数に含めております。また、東洋アルミホイルプロダクツ(株)は、当連結会計年度の期首において東洋エコー(株)が吸収合併したため、期首より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 持分法適用関連会社の数 | 23社 |
| ② 主要な持分法適用関連会社の名称 | (株)東邦アーステック |
| ③ 持分法を適用しない主要な関連会社の名称 | 苫小牧サイロ(株) |
| ④ 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 | エー・エル・ピー(株) |

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

⑤ 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、アマルガメイテッド・アルミニウム・アンド・アロイズ・スンドリアン・ベルハッドは、当社が同社株式を売却したため、持分法の適用の範囲から除外しておりますが、除外までの期間の損益及び剰余金は連結計算書類に含まれるため、持分法適用関連会社の数に含めております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(ii) デリバティブ

時価法

(iii) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

主として定額法

(ii) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を12年により按分して、過年度退職給付費用として営業外費用に計上しております。

また、数理計算上の差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(iii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

- ⑦ 消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっております。
- ⑧ 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。
- ⑨ のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、実質的判断により見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は137,327百万円であります。

(企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準)

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。

これにより、従来「固定負債(その他)」に計上しておりました社債発行差金は「社債」に含めて計上しております。

なお、これに伴う損益への影響はありません。

(役員賞与に関する会計基準)

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ52百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産

現金及び預金	6百万円
建物及び構築物	38,681百万円
機械装置及び運搬具	29,713百万円
工具器具備品	500百万円
土地	33,444百万円
投資有価証券	322百万円
計	102,666百万円

担保付債務	
短期借入金	2,404百万円
流動負債「その他」	18百万円
長期借入金	36,411百万円
(1年内返済長期借入金を含む)	
固定負債「その他」	930百万円
計	39,763百万円
(2)有形固定資産の減価償却累計額	322,167百万円

(3) 偶発債務

① 保証債務

日本アサハンアルミニウム(株) (74,619千米ドルを含む)	10,842百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	2,711百万円
YHSインターナショナル・リミテッド (162,715千タイバーツを含む)	597百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	358百万円
コスモ工業(株)	115百万円
苫小牧サイロ(株)	62百万円
小樽運送事業協同組合	47百万円
従業員(住宅資金融資)	5百万円
計	11,668百万円

② 連結会社以外(2社)への借入債務に対する保証類似行為は959百万円であります。

(4) 受取手形割引高 1,678百万円

(5) 期末日満期手形

連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

受取手形	9,092百万円
支払手形	10,811百万円

(6) 土地の再評価

前連結会計年度において持分法適用関連会社より連結子会社となった東海アルミ箔㈱が、平成12年3月31日に「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております145百万円は、同社の土地再評価差額から評価差額に係る税効果相当額を控除し、さらに再評価実施時の当社持分比率を乗じた金額であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	543,350千株	一千株	一千株	543,350千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,167百万円	4円00銭	平成18年3月31日	平成18年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,707百万円	利益 剰余金	5円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 254円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円56銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

事業分離

当社は、平成19年4月1日付で、当社の鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売に関する事業を三菱商事株式会社の100%子会社である株式会社エム・シー・アルミに対して会社分割（吸収分割）し、会社分割に際して株式会社エム・シー・アルミが発行する新株の割当を受けることにより、同社を当社の子会社といたしました。新株発行後の承継会社に対する出資比率は、当社55%、三菱商事株式会社45%であります。また、承継会社の商号を日軽エムシーアルミ株式会社に変更しております。

当社と三菱商事株式会社は本事業統合を通じて、当社が有するアルミニウム合金開発力・製造技術力、三菱商事株式会社、株式会社エム・シー・アルミが国内外に有する生産拠点と海外での事業経験など、両社の強みを活かした相互補完を進め、より一層の差別化と収益力の強化を行い、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当該事業分離により、翌連結会計年度において、持分変動差額として1,101百万円を特別利益として計上する見込みであります。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	140,474	流 動 負 債	115,176
現 金 及 び 預 金	14,343	支 払 手 形	4,974
受 取 手 形	11,592	買 掛 金	31,243
売 掛 金	70,613	短 期 借 入 金	59,225
製 品	15,036	未 払 金	4,731
半 製 品	795	未 払 費 用	6,516
原 材 料	3,765	未 払 法 人 税 等	4,349
仕 掛 品	6,041	そ の 他	4,135
貯 蔵 品	1,003		
前 渡 金	4,106	固 定 負 債	89,091
繰 延 税 金 資 産	3,728	社 債	30,116
短 期 貸 付 金	7,324	長 期 借 入 金	51,352
未 収 入 金	6,470	退 職 給 付 引 当 金	5,841
そ の 他	1,378	そ の 他	1,781
貸 倒 引 当 金	△5,726		
固 定 資 産	166,020	負 債 合 計	204,268
有 形 固 定 資 産	78,496	(純 資 産 の 部)	
建 物	16,473	株 主 資 本	99,372
構 築 物	11,441	資 本 金	39,084
機 械 装 置	21,848	資 本 剰 余 金	36,891
車 両 運 搬 具	170	資 本 準 備 金	26,891
工 具 器 具 備 品	1,324	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,000
土 地	24,658	利 益 剰 余 金	23,783
建 設 仮 勘 定	2,580	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,783
無 形 固 定 資 産	887	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	20
投 資 そ の 他 の 資 産	86,637	繰 越 利 益 剰 余 金	23,763
投 資 有 価 証 券	16,219	自 己 株 式	△387
関 係 会 社 株 式	66,965	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,854
長 期 貸 付 金	2,826	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,239
繰 延 税 金 資 産	790	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	615
そ の 他	3,037		
投 資 損 失 引 当 金	△1,240		
貸 倒 引 当 金	△1,962	純 資 産 合 計	102,227
資 産 合 計	306,495	負 債 純 資 産 合 計	306,495

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		241,192
売 上 原 価		215,042
売 上 総 利 益		26,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,716
営 業 利 益		11,433
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,637	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4,031	8,669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,813	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,455	5,269
経 常 利 益		14,833
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	330	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	250	
固 定 資 産 売 却 益	249	829
特 別 損 失		
土 地 整 備 費 用	547	
固 定 資 産 除 却 損	390	937
税 引 前 当 期 純 利 益		14,725
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,631	
法 人 税 等 調 整 額	△229	4,402
当 期 純 利 益		10,322

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					固定資産 圧縮積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成18年3月31日残高	39,084	26,891	10,000	36,891	-	15,628	15,628	△300	91,304	
当 期 中 の 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の積立					22	△22	-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△2	2	-		-	
剰余金の配当(注)						△2,167	△2,167		△2,167	
当期純利益						10,322	10,322		10,322	
自己株式の取得								△86	△86	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)										
当期中の変動額合計	-	-	-	-	20	8,135	8,155	△86	8,068	
平成19年3月31日残高	39,084	26,891	10,000	36,891	20	23,763	23,783	△387	99,372	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日残高	2,230	-	2,230	93,535
当 期 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当(注)				△2,167
当期純利益				10,322
自己株式の取得				△86
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	8	615	624	624
当期中の変動額合計	8	615	624	8,692
平成19年3月31日残高	2,239	615	2,854	102,227

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

ただし、清水工場、蒲原ケミカル工場、三重工場、名古屋工場、新潟工場容器部門及び一部の貸与資産については、定率法(建物を除く)を適用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産(少額減価償却資産)については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械装置	2～22年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

子会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を12年により按分して、その他の営業外費用に計上しております。

また、数理計算上の差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を、各期の発生時における従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数(12年)による定率法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

(商品関連)

ヘッジ手段…アルミニウム地金先渡取引

ヘッジ対象…アルミニウム地金の販売及び購入取引

③ ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金の価格変動リスク等、様々な市場リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(8) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、従来資本の部の合計に相当する金額は101,612百万円であります。

(金融商品に関する会計基準)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。

これにより、従来「固定負債(その他)」に計上しておりました社債発行差金は「社債」に含めて計上しております。

なお、これに伴う損益への影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産及び担保付債務

担保資産

建物	5,515百万円
構築物	9,683百万円
機械装置	15,603百万円
工具器具備品	386百万円
土地	5,531百万円
計	36,720百万円

担保付債務

流動負債「その他」	18百万円
長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	6,707百万円
固定負債「その他」	929百万円
計	7,655百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 137,386百万円

(4) 偶発債務

保証債務

日本アサハンアルミニウム(株) (74,618千円ドルを含む) (うち共同保証による実質他社負担額)	10,842百万円
従業員(住宅資金融資)	1百万円
その他2社	62百万円
計	10,906百万円

保証類似行為

新日軽(株)	1,761百万円
(株)住軽日軽エンジニアリング	900百万円
その他2社	72百万円
計	2,733百万円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当期末日の残高に含まれております。

受取手形	1,149百万円
支払手形	915百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	47,798百万円
長期金銭債権	2,319百万円
短期金銭債務	15,541百万円
長期金銭債務	277百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高	86,878百万円
仕入高	47,001百万円
営業取引以外の取引高	17,109百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(注)	1,568千株	282千株	一千株	1,850千株
合計	1,568千株	282千株	一千株	1,850千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加282千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,059百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,377百万円
関係会社株式	2,305百万円
固定資産除却損否認額	1,623百万円
その他	4,244百万円
繰延税金資産小計	13,609百万円
評価性引当額	△5,927百万円
繰延税金資産合計	7,682百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,536百万円
投資価額修正	△1,144百万円
繰延ヘッジ損益	△422百万円
その他	△58百万円
繰延税金負債合計	△3,163百万円
繰延税金資産の純額	4,519百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	706百万円	334百万円	372百万円
車 両 運 搬 具	75百万円	39百万円	35百万円
工 具 器 具 備 品	319百万円	165百万円	153百万円
無 形 固 定 資 産	64百万円	24百万円	39百万円
合 計	1,165百万円	564百万円	601百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	350百万円
1年超	259百万円
計	609百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	216百万円
減価償却費相当額	192百万円
支払利息相当額	21百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1	科 目	期末残高 (百万円) (注)1
					役 員 の 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	日軽金アクト ㈱	460	アルミニウム 押出材、 アルミニウム 加工製品 等の製造、 販売	100.0	兼任2名	当社の販 売先	製品の販売 (注)2	22,946	売掛金	7,257
	新日軽㈱	29,038	アルミニウム サッシ、 カーテン ウォール等 の建材製品 の製造、販売 及び工事 請負	99.97	兼任6名	当社の販 売先	製品の販売 (注)2	16,070	売掛金	8,405
	日軽産業㈱	1,010	アルミニウム 加工製品 その他各種 製品の販売、 工事請負、 損害保険代理 及び不動産 売買	98.6	兼任3名	当社の販 売先	製品の販売 (注)2	7,781	売掛金	3,680
	ホクセイ日軽 ㈱	10	休 眠 中	100.0	兼任4名	—	利息の受取 (注)3	50	短期貸付金	3,335

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 上記各社への当社製品の販売については、市場価格に基づき決定しております。
3. ホクセイ日軽㈱への資金の貸付については、貸付利率を市場金利に基づき決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 188円79銭
- (2) 1株当たり当期純利益 19円06銭

9. 重要な後発事象に関する注記

事業分離

当社は、平成19年4月1日付で、当社の鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売に関する事業を三菱商事株式会社の100%子会社である株式会社エム・シー・アルミに対して会社分割（吸収分割）し、会社分割に際して株式会社エム・シー・アルミが発行する新株の割当を受けることにより、同社を当社の子会社といたしました。新株発行後の承継会社に対する出資比率は、当社55%、三菱商事株式会社45%であります。また、承継会社の商号を日軽エムシーアルミ株式会社に変更しております。

当社と三菱商事株式会社は本事業統合を通じて、当社が有するアルミニウム合金開発力・製造技術力、三菱商事株式会社、株式会社エム・シー・アルミが国内外に有する生産拠点と海外での事業経験など、両社の強みを活かした相互補完を進め、より一層の差別化と収益力の強化を行い、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

なお、翌期の計算書類において、当該事業分離による移転損益は発生いたしません。

また、分割する資産及び負債の額(平成19年3月31日現在)は、以下のとおりであります。

科 目	金額（百万円）	科 目	金額（百万円）
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	3,822	流 動 負 債	3,300
現金及び預金	700	短期借入金	3,300
製 品	1,646		
原 材	1,398		
貯 蔵 品	47		
前 渡 金	21		
そ の 他	9		
固 定 資 産	1,751	固 定 負 債	1
有 形 固 定 資 産	1,491	そ の 他	1
建 物	398		
構 築 物	171		
機 械 装 置	342		
車 両 運 搬 具	13		
工 具 器 具 備 品	19		
土 地	511		
建 設 仮 勘 定	34		
無 形 固 定 資 産	82		
投 資 そ の 他 の 資 産	177		
関 係 会 社 株 式	165		
そ の 他	11	負 債 合 計	3,301
資 産 合 計	5,574	差 引 正 味 財 産	2,273

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

日本軽金属株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渋 谷 道 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 和 田 榮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 児 玉 卓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 狩 野 茂 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本軽金属株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本軽金属株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

日本軽金属株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渋谷 道夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 榮一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 児玉 卓也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本軽金属株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 一時会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月14日

日本軽金属株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 正 三 ⑩

常勤監査役 田 島 弘 二 ⑩

社外監査役 武 田 清 一 ⑩

社外監査役 藤 田 讓 ⑩

社外監査役 和 食 克 雄 ⑩

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、金融庁より業務停止処分を受けたことにより平成18年7月1日付で会計監査人の資格を失いました。これに伴い、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月1日開催の監査役会の決議において、新日本監査法人を一時会計監査人に選任いたしております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆さまへの配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額2,707,498,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年6月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	さとう しげさと 佐藤 薫 郷 (昭和14年10月5日生)	昭和37年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役、副社長執行役員 平成13年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	179,438株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 数 当 社 の 株 式	当 社 と の 係 特 別 害 関 係
2	いし やま たかし 石 山 喬 (昭和19年3月9日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成13年4月 当社常務執行役員 平成13年6月 当社取締役 現在に至る 平成14年10月 当社軽圧加工事業統括部長 現在に至る 平成15年6月 当社専務執行役員 平成16年6月 当社商品化事業化戦略プロ ジェクト室管掌 現在に至る 平成17年6月 当社メタル合金事業部管掌、 素形材事業部管掌 現在に至る 平成18年6月 当社副社長執行役員、社長 全般補佐 現在に至る 平成19年4月 当社板事業部管掌 現在に至る	66,000株	なし
3	こ ばやし もとしい 小 林 基 (昭和20年5月3日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成13年4月 当社常務執行役員 平成16年4月 当社総務部管掌 現在に至る 平成16年4月 当社法務部管掌、人事部管 掌 平成16年6月 当社専務執行役員 現在に至る 平成16年6月 当社安全担当、コンプライ アンス担当 平成17年6月 当社取締役、グループ営業 促進担当、大阪支社長、名 古屋支社長 現在に至る	57,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 およ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 数 株 式 の 数	当 社 と の 係 利 害 関 係
4	なか じま つよし 中 嶋 豪 (昭和23年4月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務執行役員、総合企 画部長、中国・東南アジア 担当 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年6月 当社人事部管掌、安全担当 現在に至る 平成17年6月 当社苫小牧製造所管掌 平成18年6月 当社専務執行役員、総合企 画部管掌、パネル事業管掌、 景観製品部管掌 現在に至る	46,000株	なし
5	ふじ おか まこと 藤 岡 誠 (昭和25年3月27日生)	昭和47年4月 通商産業省（現経済産業 省）入省 平成8年6月 同省大臣官房審議官 平成13年2月 アラブ首長国連邦駐劬特命 全権大使 平成15年10月 当社常勤顧問 平成16年6月 当社取締役、常務執行役員、 法務部管掌、環境担当 現在に至る 平成17年6月 当社監査室管掌、広報・I R室管掌、グループ営業特 命担当、コンプライアンス 担当 現在に至る 平成18年5月 当社内部統制推進室長 現在に至る	27,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 数 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 係 特 別 害 関 係
6	かとう あきら 加藤 彰 (昭和20年9月1日生)	昭和44年4月 当社入社 平成10年1月 当社技術・開発本部（現技術・開発グループ）技術部 設備グループリーダー 平成12年1月 当社技術・開発本部技術部長 現在に至る 平成15年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役、常務執行役員、 技術・開発グループ長 現在に至る	21,000株	なし
7	いますま お 今 須 聖 雄 (昭和17年11月3日生)	昭和40年4月 東洋アルミニウム株式会社 （平成11年10月当社と合併）入社 平成8年3月 同社取締役 平成11年5月 株式会社東洋アルミニウム 販売（現東洋アルミニウム 株式会社）取締役 平成12年6月 同社常務取締役、パウダー ・ペースト事業部長 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長、当社 取締役 現在に至る （東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長）	18,000株	なし
8	ひろなが まさと 弘 永 眞 人 (昭和22年2月20日生)	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成12年8月 株式会社住軽日軽エンジニ アリング代表取締役社長 平成18年4月 新日軽株式会社代表取締役 社長 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る （新日軽株式会社代表取締役社長）	12,000株	(注) 1. 参照

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 数 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 係 特 別 利 害 関 係
9	いい じま ひで たね 飯 島 英 胤 (昭和10年5月5日生)	昭和34年4月 東洋レーヨン株式会社(現 東レ株式会社)入社 平成2年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社相談役 平成14年6月 株式会社東レ経営研究所代 表取締役会長兼社長 平成15年6月 東レ株式会社特別顧問 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る (社団法人日韓経済協会会長) (財団法人日韓産業技術協力財団理事長)	0株	なし
10	あさ の みつ あき 浅 野 光 昭 (昭和23年7月13日生)	昭和48年4月 日軽アルミ株式会社(昭和 49年10月当社と合併)入社 平成7年7月 当社経理部決算担当部長 平成15年6月 当社経理部長 現在に至る 平成16年6月 当社執行役員 現在に至る	5,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
11	さか い くに や 酒 井 邦 弥 (昭和19年5月23日生)	昭和43年4月 株式会社第一銀行入行 平成8年6月 株式会社第一勧業銀行取締役 平成9年6月 同行常務取締役 平成11年4月 同行専務取締役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス取締役副社長 平成14年3月 日本中央地所株式会社代表取締役社長 平成17年12月 同社常勤顧問 平成18年3月 株式会社ユウシュウコープ顧問 現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 当社は、新日軽株式会社とアルミニウム製品等の売買などの取引を行っております。
2. 取締役候補者飯島英胤および酒井邦弥の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
- (1) 飯島英胤氏は、基礎素材の製造業経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 酒井邦弥氏は、金融機関の経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 飯島英胤氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 酒井邦弥氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 社外取締役候補者飯島英胤氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、700万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、酒井邦弥氏が選任された場合は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田島弘二氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
はまべ よし ひこ 浜 辺 順 彦 (昭和21年12月15日生)	昭和44年4月 当社入社 平成2年11月 当社蒲原ケミカル工場開発部長 平成16年4月 当社化成品事業部市場開発担当部長 現在に至る	13,876株	なし

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であった中央青山監査法人（現みずず監査法人）は、金融庁から業務停止処分を受けたため、平成18年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を喪失しました。これを受けて、監査役会の決議をもって、平成18年7月1日付で新日本監査法人を当社の一時会計監査人に選任しております。従いまして、ここに改めて会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成19年3月31日現在)

名 称	新日本監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿 革	昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人の合併により太田昭和監査法人を設立 平成12年4月 センチュリー監査法人との合併により監査法人太田昭和センチュリーを設立 平成13年7月 名称を新日本監査法人に変更
概 要	出 資 金 1,694百万円 構 成 人 員 公認会計士 1,748名（代表社員313名他） 会計士補 978名 その他 1,106名 合計 3,832名

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件

I. 議案提案の理由

平成19年4月27日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のための取組みとして導入することとした、当社株券等の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）につきまして、ご承認をお願いするものであります。

II. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プラン導入の目的

当社は、「新・日本軽金属グループ中期経営計画」（平成19年度から平成21年度を対象）の下で、当社の企業価値を向上させるための施策実行に邁進する所存ですが、近時、会社の取締役会の賛同を得ずに行う大規模な株券等(注)の買付行為の動きが顕在化してきております。

もとより当社は、株券等の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式公開会社として当社株券等の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株券等の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主の皆さまが限られた時間の中で当社グループの有形・無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易ではないと思われれます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉すること等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。

このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、上記のような不適切な者によって大規模買付行為

がなされた場合の対抗措置を含め本プランを導入することといたしました。

注：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付（注3）等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：公開買付とは、証券取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味し、これらの中から適任者を選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の①乃至⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的な情報提供を求めることがあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された評価必要情報は、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切

と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 当社取締役会による大規模買付行為に関する情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に

対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記（1）の場合と同様に、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると認められた場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断されるものとします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の取得を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の取得を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で株券等の取得を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等により株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれらに限りません。）が当社の本源的価値に照らして不十分または不適切であると判断される場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができますものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、有効期限は平成22年6月30日までに開催される当社第103回定時株主総会終結の時までとします。ただし、本株主総会において承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会における株主の皆さまによる本プランのご承認の趣旨に反しないことが客観的・合理的に明らかである場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合を意味します。）、独立委員会の承認を得たうえで、

本プランを修正し、または変更する場合があります。その場合にも、その変更内容を速やかに開示します。

III. 補足説明

1. 独立委員会の委員

本プラン導入当初における独立委員会の委員は、社外取締役として飯島英胤氏、社外監査役として武田清一氏、同じく和食克雄氏が就任する予定です（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）。

2. 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切な投資判断を行ううえででの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

なお、上記Ⅱ. 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応」のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令

および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆さまは新株予約権の取得のために、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに名義書換を完了していただくほか、新株予約権を行使して株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく等の手続きの必要があります。ただし、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付いたします。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株券等の売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記Ⅱ. 1. 「本プラン導入の目的」のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの発効は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。従いまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じ

ましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに適宜情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味し、これらの中から適任者を選任するものとする。
3. 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告するとともに、必要に応じて助言または意見を行うことができる。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
4. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
5. 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付する。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の委員候補者の略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

飯島英胤（いじま ひでたね）

東レ株式会社 特別顧問

昭和10年5月5日生

（略歴）

昭和34年4月 東洋レーヨン株式会社（現東レ株式会社）入社

平成2年6月 同社取締役

平成5年6月 同社常務取締役

平成8年6月 同社専務取締役

平成11年6月 同社代表取締役副社長

平成13年6月 同社相談役

平成14年6月 株式会社東レ経営研究所代表取締役会長兼社長

平成15年6月 東レ株式会社特別顧問（現在に至る）

平成16年6月 当社社外取締役（現在に至る）

武田清一（たけだ せいいち）

弁護士

昭和7年11月2日生

（略歴）

昭和40年4月 最高裁判所司法研修所入所

昭和42年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）（現在に至る）

平成10年6月 当社社外監査役（現在に至る）

和食克雄（わじき かつお）

法政大学大学院アカウンティング専攻教授

昭和13年2月22日生

（略歴）

昭和36年12月 ロー・ビンガム・アンド・トムソンズ会計事務所入所

昭和39年7月 公認会計士開業登録

昭和58年6月 青山監査法人代表社員

平成10年7月 同監査法人顧問

平成16年6月 旭化成株式会社社外監査役（現在に至る）

平成17年4月 法政大学大学院アカウンティング専攻教授（現在に至る）

平成18年6月 当社社外監査役（現在に至る）

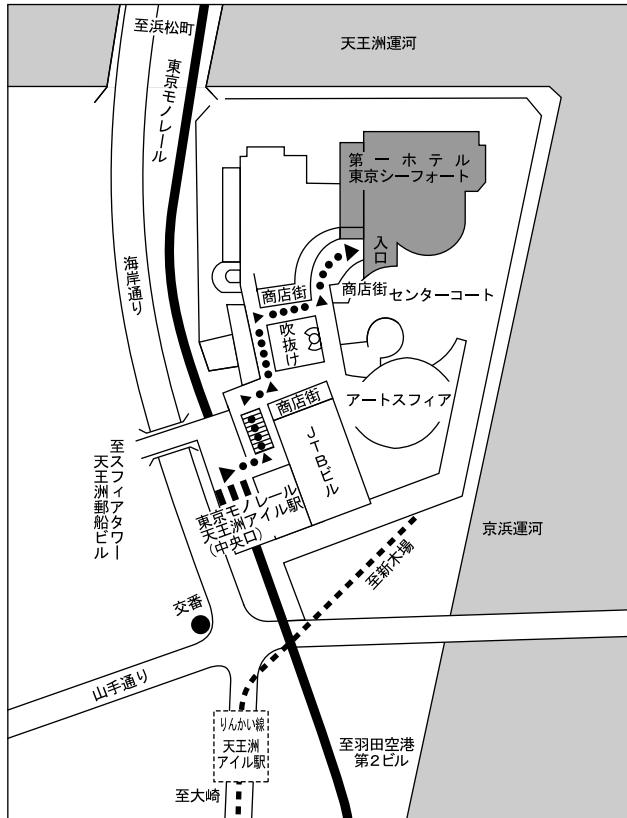
以上

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 東京モノレール「天王洲アイル駅」下車。徒歩約4分。
下の地図の点線(●●●●●▶)の道順で、お越しいただくのが
便利と存じます。
(りんかい線(東京臨海高速鉄道)天王洲アイル駅もご利用
いただけます。徒歩約10分。)



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。